

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA市所在のB会社に雇用され、ドライバーとして勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、午前6時20分頃、自宅から最寄り駅までの出勤途上、横断歩道を歩行中にバイクに追突され受傷した（以下「本件事故」という。）。
請求人は、本件事故当日、救急搬送されたC病院にて「外傷性くも膜下出血、左足関節両果骨折」と診断され、入院療養後、D病院に転医し、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、本件事故当日、救急搬送されたC病院にて「外傷性くも膜下出血、左足関節両果骨折」と診断され、入院療養後、D病院に転医し、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）併合第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第12級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、画像所見から明らかに脳挫傷の痕跡があること、またD病院では、高次脳機能障害について正しく評価されなかったと述べ、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書をもとに、請求人の意思疎通能力及び問題解決能力に著しい低下がある旨主張している。

(2) たしかに、請求人には画像上、脳の器質病変が認められるものの、E医師の診断書に添付されている「高次脳機能評価報告」をみると、平成〇年〇月〇日にC病院において施行された高次脳機能検査の結果では、請求人の検査結果は概ね正常範囲内であるとされており、唯一、コース立方体組合せテストにおいて境界線レベルの知能低下と評価される部分があるが、これも前回（平成〇年〇月〇日）の評価では正常範囲であったことが認められる。

(3) さらに、上記報告書には、「前回評価時と比べて、検査結果が向上したもの、低下したもの、いずれもあるため、高次脳機能障害の変化については一概には判断できかねます」と記載されており、当審査会においては、当該検査結果をもとに請求人の意思疎通能力及び問題解決能力が、本件事故により著しく低下したとまでいうことはできないものと判断する。

(4) なお、本件審査に当たっては、提出された資料を再度詳細に検討し、結論に至ったものであることを念のため付言する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。